

## 議案第18号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年3月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「達するまでの子」の次に「(民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁

組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。

以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において

「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日」を「子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達

日」という。)」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第2号中「1歳2箇月」を「1歳2か月」に改め、同条第3号中「1歳から1歳6箇月」を「1歳から1歳6か月」に、「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確

定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条  
第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第7条第1項及び第2項中「6箇月」を「6月」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「当該非常勤職員が育児時間を承認されている」を「当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。